

# 遞減・消失型の所得控除による税引所得の逆転現象の考察 ～諸外国の制度との比較を中心として～

## 実務研究

日本税務会計学会  
令和元年6月 月次研究会



三雲雅文(目黒)

### 1 遞減・消失型所得控除導入の影響

平成29年度税制改正で配偶者控除に納税者本人の所得制限が設けられ、遞減・消失型の所得控除制度が、平成30年分所得税から適用された。さらに平成30年度税制改正で基礎控除にも遞減・消失型が導入され、令和2年分所得税から適用されることになっている。

一連の改正について大いに疑問に感じるのは、控除額遞減の段差があまりにも大きいことである。それにより、基礎控除等の改正で約8万円・配偶者控除等の改正で約4万円の税引後

平成29年度税制改正で配偶者控除に納税者本人の所得制限が設けられ、遞減・消失型の所得控除制度が、平成30年分所得税から適用された。さらに平成30年度税制改正で基礎控除にも遞減・消失型が導入され、令和2年分所得税から適用されることになっている。

逆転現象は、児童手当などでも生じているところであるが、同じ税制の話だから管轄が違うという言い訳は通用しない。特に基礎控除については、要件がなく、非居住者にも一律に適用される所得控除であり、そこで逆転現象が生じるのは、超過累進税率から単純累進税率の明治時代に逆行してしまったかのような重大な瑕疵ではないかと個人的には感じるところである。

図1 基礎控除等の改正による税引所得の逆転現象

＜改正前（令和元年分）＞		26,100,000		26,100,001		26,600,000		26,600,001		27,100,000		27,100,001	
給与収入（子育て世帯）		26,100,000	26,100,001	26,600,000	26,600,001	27,100,000	27,100,001	27,100,000	27,100,001	27,100,000	27,100,001	27,100,000	27,100,001
合計所得（給与収入のみと仮定）		23,900,000	23,900,001	24,400,000	24,400,001	24,900,000	24,900,001	24,900,000	24,900,001	24,900,000	24,900,001	24,900,000	24,900,001
社会保険料控除		1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000
基礎控除（所得税）		380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
その他の所得控除		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税所得（所得税）		21,870,000	21,870,000	22,370,000	22,370,000	22,870,000	22,870,000	22,870,000	22,870,000	22,870,000	22,870,000	22,870,000	22,870,000
所得税・復興特別所得税		6,076,900	6,076,900	6,281,100	6,281,100	6,485,300	6,485,300	6,485,300	6,485,300	6,485,300	6,485,300	6,485,300	6,485,300
基礎控除（住民税）		330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
課税総所得金額		21,920,000	21,920,000	22,420,000	22,420,000	22,920,000	22,920,000	22,920,000	22,920,000	22,920,000	22,920,000	22,920,000	22,920,000
住民税		2,194,500	2,194,500	2,244,500	2,244,500	2,294,500	2,294,500	2,294,500	2,294,500	2,294,500	2,294,500	2,294,500	2,294,500
所得税等・住民税合計		8,271,400	8,271,400	8,525,600	8,525,600	8,779,800	8,779,800	8,779,800	8,779,800	8,779,800	8,779,800	8,779,800	8,779,800
手取（給与・社保一税）		16,178,600	16,178,601	16,424,400	16,424,401	16,670,200	16,670,201	16,670,200	16,670,201	16,670,200	16,670,201	16,670,200	16,670,201

＜改正後（令和2年分）＞		26,100,000		26,100,001		26,600,000		26,600,001		27,100,000		27,100,001	
給与収入（子育て世帯）		26,100,000	26,100,001	26,600,000	26,600,001	27,100,000	27,100,001	27,100,000	27,100,001	27,100,000	27,100,001	27,100,000	27,100,001
合計所得（給与収入のみと仮定）		24,000,000	24,000,001	24,500,000	24,500,001	25,000,000	25,000,001	25,000,000	25,000,001	25,000,000	25,000,001	25,000,000	25,000,001
社会保険料控除		1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000
基礎控除（所得税）		480,000	320,000	320,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
その他の所得控除		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税所得（所得税）		21,870,000	22,030,000	22,530,000	22,690,000	23,190,000	23,350,000	23,190,000	23,350,000	23,190,000	23,350,000	23,190,000	23,350,000
所得税・復興特別所得税		6,076,900	6,142,300	6,346,500	6,411,800	6,616,000	6,681,400	6,616,000	6,681,400	6,616,000	6,681,400	6,616,000	6,681,400
基礎控除（住民税）		430,000	290,000	290,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
課税総所得金額		21,920,000	22,060,000	22,560,000	22,700,000	23,200,000	23,350,000	23,200,000	23,350,000	23,200,000	23,350,000	23,200,000	23,350,000
住民税		2,194,500	2,208,500	2,258,500	2,272,500	2,322,500	2,337,500	2,322,500	2,337,500	2,322,500	2,337,500	2,322,500	2,337,500
所得税等・住民税合計		8,271,400	8,356,800	8,605,000	8,684,300	8,938,500	9,018,900	8,938,500	9,018,900	8,938,500	9,018,900	8,938,500	9,018,900
手取（給与・社保一税）		16,178,600	16,099,201	16,345,000	16,265,701	16,511,500	16,431,101	16,511,500	16,431,101	16,511,500	16,431,101	16,511,500	16,431,101

図2 人的控除廃止直前(2017年)のアメリカの遞減・消失型控除と日本の遞減・消失型控除の比較

人的控除＜国税部分＞の日本比較（単身者の場合）	アメリカ（2017年）	日本（2020年）
人的控除額（最大）	\$4,050.00 (445,500円)	480,000円
遞減開始所得	\$261,500.00 (28,765,000円)	合計所得 24,000,000円
階段の段階数	非常に細かい！→ 50段階	粗い！→ 3段階
階段ごとの控除減額額…①<表の縦軸>	\$81.00 (8,910円)	160,000円
階段ごとの所得…②<表の横軸>	\$2,500.00 (275,000円)	500,000円
遞減率（①÷②）	非常に緩やか！→ 0.0324	急傾斜！→ 0.32
遞減終了所得	調整総所得 \$384,000.00 (42,240,000円)	合計所得 25,000,000円
税引所得の逆転額（最大）	非常に少額！→ \$26.73 (2,940円)	非常に高額！→ 65,344円
	(=\$81.00×33%)	(=160,000円×40.84%)

図3 スロベニアにおける税引所得の逆転現象の解消（控除額の遞減を階段状から直線状に改正）

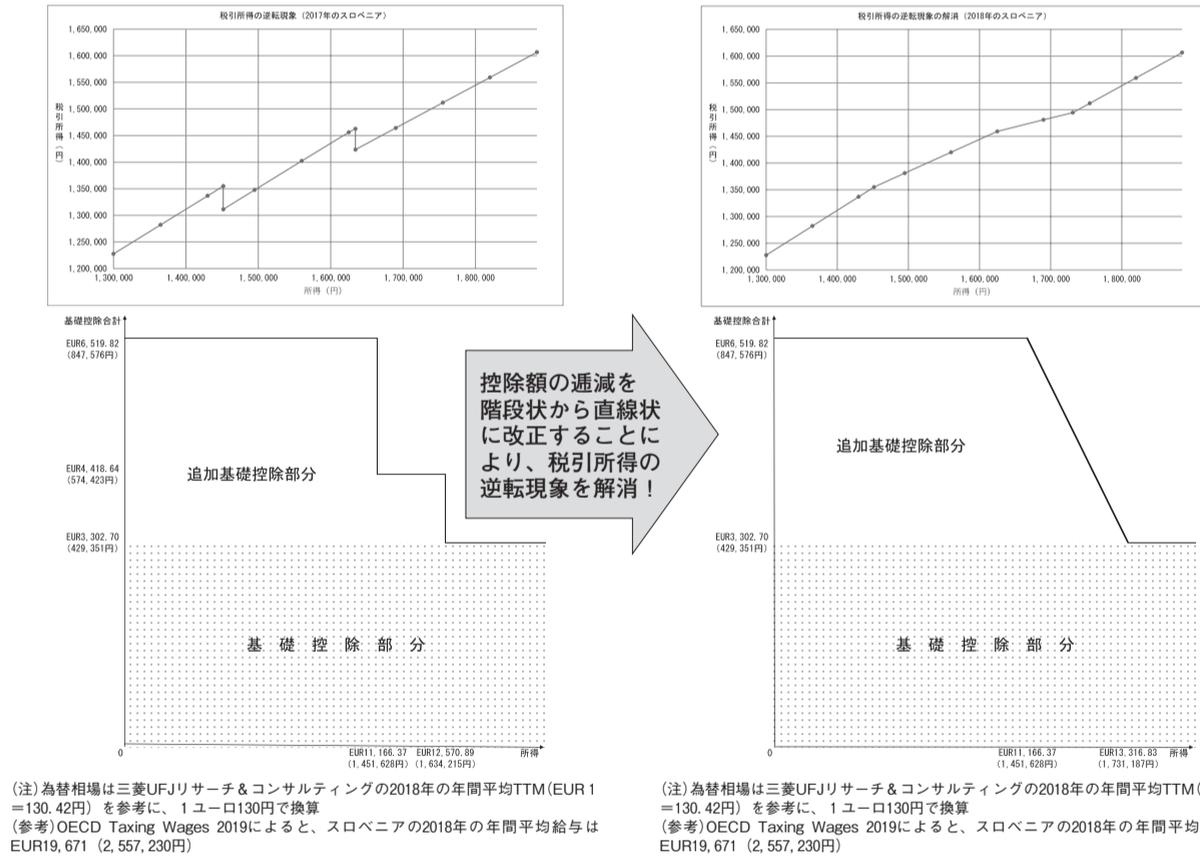
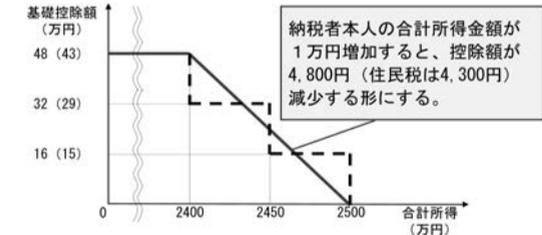


図4 基礎控除の遞減を階段状から直線状に改正



税収中立を考慮すると、現行の控除額・遞減開始所得金額・遞減率をベースに、階段状を直線状に改めることになるだろう。基礎控除については、図

将来的には、人的控除の抜本的見直しが見られる。基礎的控除は①憲法上の見地からの最低生活費部分と②政策的部分で構成されると考えるが、①の部分まで消失させるのは問題がある。給与所得控除も含め従来控除を整理し、①に該当する控除については遞減・消失させず、②は低所得者の申告義務免除が主眼なので、所得控除方式を維持し、比較的所得から通減開始、消失させてよいのではないかと考える。

配偶者控除等で、納税者本人の所得制限と配偶者の所得制限の両方からみると、少し面倒だが、それぞれ算出した控除額をA・Bとし、C=MAX(A/38万円)で計算することになる。

基礎控除の方も、遞減率を所得税・住民税0.5に統一し、遞減開始合計所得金額を所得税2404万円、住民税2414万円、消失合計所得金額を2500万円とする方法も考えられる。

配偶者特別控除の配偶者所得に係る通減・消失制度が設けられた昭和62年当時控除額を早見できる方が便利だったかもしれないが、パソコンや電卓が普及した現在では、直線状に改正することに大きな支障はないだろう。人的控除額を1円単位で算出することに抵抗感がある人もいるかもしれないが、年途中で死亡した者の日割計算をするわけではなく、所得制限の話なので、むしろ1円単位まできちんと算出する方が、合理性があると考えられる。

改正にあたっては、英米で通減・消失型が導入されている旨が強調されているが、権利意識の強そうな英米

米で日本のような高額な逆転現象が容認されているのか検討していきたい。

り、アメリカでは人的控除そのものが廃止（かわりに概算控除を引き上げ）され、スロベニアでは階段状から直線状に変更して逆転現象の解消が図られたため、2018年の時点で階段状を放置し、逆転現象を許容している国はなくなった。アメリカは、政権交代があれば、高所得者に対する控除額の遞減制度が復活することがあるかもしれないが、従来の制度も日本に比べ、段差が小さく、逆転現象は数千円程度にすぎない。

その他、諸外国の通減・消失型の特徴としては、①スロベニアやスウェーデンでは、通減はあるが、消失せず、高所得者も下限額の控除が認められている。また、スウェーデンでは、控除額が通増する区間がある。②控除が消失せず、政策的な上乗せ部分のみ通減する国では比較的所得から通減が開始するが、消失する国では高所得になってから通減が開始する。③通減率（傾斜）は、かなり急い。

4のようになる。配偶者控除等の納税者本人の所得制限についても、控除額等の違いはあるが、図4に準じた形になる。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。

2 諸外国の通減・消失型所得控除

兼倉治子「諸外国の課税単位と人的控除」配偶者控除の見直しをめぐって」によると、2015年時点のOECD加盟34か国のうち、納税者本人に関する減免措置（基礎控除等）で所得控除方式を採用している国はわずか7か国。ほかは減免なしが8か国、ゼロ税率方式が7か国、税額控除方式が12か国という状況であった。所得控除方式の7か国中、日本と韓国だけが通減なし、アメリカ・イギリス・スロバキア・スロベニア・スウェーデンの5か国が通減（・消失型）を採用していた。

イギリス・スロバキア・スウェーデンは、控除額が直線状に遞減しているため、税引所得の逆転現象は生じておらず、2017年時点で逆転現象が生じているのはアメリカ・スロベニアの2か国であった。

しかし、税制改正により、米で日本のような高額な逆転現象が容認されているのか検討していきたい。

そのほか、諸外国の通減・消失型の特徴としては、①スロベニアやスウェーデンでは、通減はあるが、消失せず、高所得者も下限額の控除が認められている。また、スウェーデンでは、控除額が通増する区間がある。②控除が消失せず、政策的な上乗せ部分のみ通減する国では比較的所得から通減が開始するが、消失する国では高所得になってから通減が開始する。③通減率（傾斜）は、かなり急い。

4のようになる。配偶者控除等の納税者本人の所得制限についても、控除額等の違いはあるが、図4に準じた形になる。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。

3 提言

人的控除の抜本的見直しを行うには、まだ相当な時間を要すると思われる。ここは、ひとまず、現行制度の最大の問題点である税引所得の逆転現象を解消することを最優先に進めたい。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。

配偶者特別控除の配偶者の所得制限については、配偶者の合計所得金額95万円（住民税は百万円）から通減開始し、配偶者の合計所得が1万円増加すると控除額が1万円減少するペースで通減し、配偶者の合計所得金額133万円が消失する形になる。遞減率が所得税・住民税とも1になるので、感覚的にわかりやすい。